

# 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の 臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案 概要

## 第一 趣旨

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が労働者及び事業主に及ぼす影響の緩和を図るため、雇用保険法の特例等及び離職者等の支援に係る措置を定めるものとする。

※ 新題名：新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等及び離職者等の支援に係る措置に関する法律

休業手当、 休業支援金・ 給付金	<h2>第二 休業手当の支払の促進</h2> <p>1 「雇用調整助成金」の助成率の引上げ 政府は、休業手当の支払を促進するため、令和3年1月8日以降労働者を解雇せず休業させた事業主に対する「雇用調整助成金」の助成率を、政令で定める日（令和3年6月末を想定）まで10／10とするために必要な措置を講ずる。 【※日額上限等の特例措置についても同様の期間延長を想定】</p> <p>2 「雇用調整助成金」制度の周知 政府は、1の措置の趣旨に鑑み、「雇用調整助成金」制度の周知を図る。</p>
	<h2>第三 休業支援金・給付金</h2> <p>1 休業支援金・給付金の対象の拡充 休業手当が支給されない大企業の労働者について、令和2年4月に遡って休業支援金・給付金の対象とする。</p> <p>2 休業支援金・給付金制度の周知徹底等 ① 政府は、労働者及び事業主に対し、休業支援金・給付金制度の周知徹底を図る。 ② 事業主は、休業手当を支払わず休業させる労働者に対し、休業支援金・給付金制度に関する情報の提供をするよう努める。</p>

失業者支 援	<h2>第四 雇用保険法の特例</h2> <p>雇用保険の基本手当（いわゆる失業手当）につき、令和3年1月8日から政令で定める日までの間、次のような特例を設ける。</p> <p>1 基本手当の給付額の基礎となる賃金日額の算定期間から、新型コロナウイルス感染症等の影響により賃金が著しく減少した期間を除外</p> <p>2 基本手当の給付額の支給割合の20%引き上げ (賃金日額の50%～80%相当を70%～100%相当に)</p> <p>3 基本手当の所定給付日数を一律90日間延長</p>
	<h2>第五 臨時職業訓練受講給付金の支給</h2> <p>支給対象：令和3年1月から政令で定める月までの職業訓練受講給付金受給者 支 給 額：職業訓練受講給付金と同額（月額10万円）程度</p>

<h2>◎その他</h2> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 休業手当や休業支援金・給付金の給付を受けていない者からの相談に応ずるための体制の充実及びこれらの者の生活の安定を図るための措置の検討</li><li>○ 検討条項<ul style="list-style-type: none"><li>① 被用者と類似の働き方をする個人事業者の生活を支援するための新たな給付金制度の創設</li><li>② 休業手当を支払った事業主に対する金融上の支援、税制上の優遇措置等</li><li>③ 災害その他の事由により事業主がその雇用する労働者をやむを得ず休業させた場合における労働者の生活の安定を図るための恒久的な制度</li></ul></li><li>○ 施行期日：この法律の公布の日</li></ul>
--